

確認申請書（昇降機）
（第一面）

建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項**又は第6条の2第1項**の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事**又は指定確認検査機関** 様

年 月 日

申請者氏名 印

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

【1. 設置者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【4. 工事施工者】

【イ. 氏名】

【ロ. 営業所名】 建設業の許可（ ）第 号

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【5. 設置する建築物又は工作物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【6. 昇降機の概要】 (番号)

【イ. 種別】

【ロ. 用途】

【ハ. 積載荷重】

【ニ. 最大定員】

【ホ. 定格速度】

【ヘ. その他必要な事項】

【7. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【8. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【9. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 年 月 日 ()

(第 回) 年 月 日 ()

【10. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係係数字を、単位はメートル法を用いてください。
2. 第一面関係係数字の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができず。申請書のあたる欄は記入しないでください。
3. 第二面関係係数字の設置者については、1欄は代表となる設置者について記入し、別紙に設置者から委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。また、3欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、所在地はそれぞれ名称及び名称者又は設計者並びに申請に係る昇降機に係る他のすべての設計事項を記入して添えてください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要事項を記入して添えてください。
4. 4欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者が未定の場合は、後で添えてください。
5. 6欄は、複数の昇降機に付した昇降機について同時に申請する場合には、申請する昇降機ごとの番号を以て、第1番目の昇降機に付した昇降機について同時に申請する場合には、別紙にもその番号を明記してください。
6. 6欄の「イ」は、「エレベーター」、「エスカレーター」又は「小荷物専用昇降機」の別を記入し、「ロ」は、「乗用」、「寝台用」又は「自動車用」についてのみ記入してください。
7. 6欄の「ヘ」は、エスカレーター、小荷物専用昇降機の概要を、また、型式部材等製造者が製造した当該認証に係る型式部材等を有する場合は、型式部材等を記入してください。
8. 申請に係る昇降機を設置する建築物又は工作物の確認済証番号、確認済証交付年月日及び確認済証交付者が把握できる場合には、10欄に記入してください。
9. 建築物に関する確認申請と併せて申請する場合には、6欄に記載したものを第2号様式に追加添付すれば、この様式を別途提出する必要はありません。
10. 計画の変更申請の際は、10欄に変更の概要について記入してください。
11. 記載して書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、別紙に添えてください。